

# 介護保険で利用できるサービス

## 訪問介護

ホームヘルパーなどが訪問して、日常生活でのさまざまな身体介護や生活援助を行います。

対象となるもの	<b>身体介護</b> 入浴や排せつ、食事の介助など利用者の身体に直接触れる介助等で、本人が行なうのが困難な場合 ・排泄介助/おむつ交換 ・入浴介助/身体の清拭 ・着替え/体位変換の介助
	<b>生活援助</b> 掃除、洗濯、買物、調理などの家事で、利用者が行うことが困難な場合 (同居の家族等がいる場合は、当該家族が障害、疾病等の理由でできない場合) ・利用者が使用する居室等の掃除 ・利用者の衣類の洗濯 ・食料等の生活必需品の買物 ・一般的な食事の調理
対象と ならないもの	・利用者以外の者の洗濯、調理、買物 ・利用者が使用する居室以外の掃除 ・来客の応接 ・自家用車の洗車や掃除 ・庭の草取り、植物の剪定 ・犬の散歩やペットの世話 ・家具の移動や部屋の模様替え ・大掃除、床のワックスがけ など

## 訪問入浴介護

自宅浴室や通所介護などにおける入浴が困難な場合に、自宅に浴槽を持ち込んで入浴のサービスを行います。

## 訪問リハビリテーション

居宅での機能訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

## 通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練などを日帰りで行います。

## 福祉用具の貸与

日常生活の自立を助けたり、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸与します。なお、使用期間を限定し、定期的に必要性を見直します。

貸与の対象となる用具	<b>要支援1・2</b> ・手すり(工事をともなわないもの) ・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ
	<b>要介護1~5</b> ・車いす※ ・車いす付属品※ ・特殊寝台※ ・特殊寝台付属品※ ・床ずれ防止用具※ ・体位変換器※ ・手すり(工事をともなわないもの) ・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器※ ・移動用リフト(つり具の部分を除く)※ ・自動排泄処理装置(交換可能部品を除く)★ ※の用具は要介護1の方、★の用具は要介護1~3の方には原則として対象となりません。ただし、これらの用具を必要とする状態である場合は、一定の条件を元に例外的に給付される場合があります。

各サービスの料金については、お問い合わせください。